

## 多度津町タウンプロモーション・ロゴマーク使用規程

### （目的）

第1条 この規程は、多度津町がタウンプロモーション事業により作成したロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、ロゴマークの適正な使用を促進し、もって多度津町のイメージアップを図ることを目的とする。

### （ロゴマーク）

第2条 ロゴマークは、別紙に掲げるものとする。

### （ロゴマークに関する権利）

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、多度津町に帰属する。

### （使用申請及び使用許可）

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、使用を開始する10日前（土、日その他祝日など、多度津町役場の閉庁日は算入しない）までに、必要事項を記載した「多度津町タウンプロモーション・ロゴマーク使用許可申請書（別紙様式1、以下「使用許可申請書」という。）を町長に電子メールにより提出し、ロゴマーク使用の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、ロゴマークを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用内容等を町長に電子メール等により事前に連絡することにより、前項に規定するロゴマーク使用の許可を受けたものとみなす。

（1）町の機関や国、地方公共団体が使用する場合

（2）新聞又はテレビ・雑誌等、報道関係機関が報道目的で使用する場合

（3）報道関係以外（機関紙や地域広報紙など）で、町長がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合

（4）その他、町長が使用許可申請書の提出を要しないと認めた場合

3 第1項に規定する使用許可申請書の提出があった場合又は前項の規定による使用内容等の事前連絡があった場合、町長はその使用目的が次の各号のいずれかに該当しない限り、ロゴマークの使用を許可するものとする。

（1）法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

（2）町の信用又は品位を害すると認められる場合

（3）第三者の利益を害するものと認められる場合

（4）有料販売する製作物等の価格がロゴマーク使用前より高額となる場合

（5）特定の個人、団体や法人（町及び町長が指定する者を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行う恐れがあると認められる場合

（6）特定の政治的・宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められる場合

（7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員（申請者が法人の場合は法人の役員が該当する場合を含む。）からの届出である場合

（8）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う

者からの届出である場合

(9) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33号に規定する連鎖販売取引を行う者からの届出である場合

(10) その他、町長がロゴマークの使用等が適当でないと認める場合

4 前項の規定により使用を許可した場合、町長は遅滞無く、その旨及びロゴマークの電子媒体を電子メールにより送付するものとする。

(遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 前条第3項に掲げる各号に該当しないこと。

(2) 別に定める「多度津町タウンプロモーション・ロゴマーク使用マニュアル」に従い、ロゴマークの基本デザイン要素を正しく再現して使用すること。

(使用目的等の変更申請)

第6条 使用者が町長により許可された使用目的等を変更する場合は、使用目的等を変更して使用を開始する日の10日前（土、日その他祝日など、多度津町役場の閉庁日は算入しない）までに「多度津町タウンプロモーション・ロゴマーク使用目的等の変更許可申請書（別紙様式2、以下「変更許可申請書」という。）」を町長に電子メールにより提出するものとする。

2 第4条第2項、第3項及び第4項の規定は、前項の規定による変更許可申請書について準用する。

(使用の管理等)

第7条 町長は使用者に対し、ロゴマークの使用状況等について報告を求め又はロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

(使用の差し止め)

第8条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、町長はロゴマークの使用を差し止めることができる。

(1) この規程に反して使用した場合

(2) 第4条及び第6条に基づき提出された申請書に虚偽の記載があった場合

(3) 使用者が法令に違反した場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適切と認めた場合

2 使用者は、前項の規定によりロゴマークの使用を差し止められた場合、直ちにロゴマークの使用を中止しなければならない。このとき、ロゴマークの使用を差し止められた者又は第三者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第10条 ロゴマークを使用した物、施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また町長は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第11条 この使用規程に基づくロゴマーク使用の許可は、使用者がロゴマークを自己の商標又は意匠とするなど、独占して使用する権利を付与するものではなく、かつ使用品

等について多度津町が奨励するものではない。

(規程の改定)

第12条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

多度津町タウンプロモーション・ロゴマーク

【たどりつく多度津ロゴマーク】

(A)



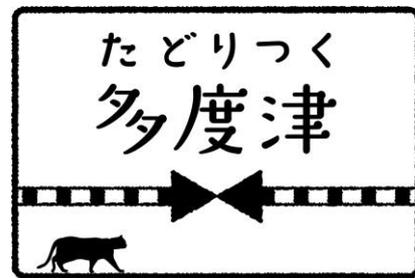
(A-2)



(B)



(B-2)



【まねきねこ課ロゴマーク】

(基本ロゴマーク)



(桜関連のイベント用)

